



平成23年4月27日

(社)日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省総合政策局
建設施工企画課



東日本大震災により生産に影響を受けた排出ガス対策型建設機械
等の指定ラベル表示の取り扱いについて

東日本大震災により、建設機械の製造に係るエンジン、電装品、部材、組み立て等の生産設備に甚大なる被害が生じていることに加えて、復旧、復興活動及び節電対策等の需要が著しく増大しており、今後とも需給の逼迫が続くことが想定されるため、排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日建設省建機発第249号）（以下、「指定要領」という。）の規程を下記のとおり読み替え、平成23年12月31日までに製造された建設機械について第2次基準値指定ラベルを表示することができることとしたので、貴傘下会員に対し情報提供されたい。

記

指定要領附則（平成22年3月18日）第3及び第4中「平成23年6月30日まで」を「平成23年12月31日まで」に読み替える。

建設機械の排出ガス第2次基準値指定ラベルを表示できる期間の延長について

東日本大震災により、著しい需給の逼迫が続いていることから、

製造業者：平成23年12月31日までに製造した建設機械について、第2次基準値指定ラベルを建設機械に表示できることとしました。（従前の規定においては平成23年6月30日まで）

購入者：6月以降においても、第2次基準値指定ラベルを表示した建設機械が販売されることとなります。（平成23年12月31日製造分まで）

対象となる主な機械：可搬型発動発電機、コンプレッサー、オフロード法規制対象外となる小出力の特定特殊自動車等

■ 第1次基準値指定ラベル



平成4年製造からラベル表示

平成16年9月までに製造したものについてラベル表示可能

■ 第2次基準値指定ラベル



平成13年製造からラベル表示開始

平成23年6月末までに製造したものについてラベル表示可能

→延長

6ヶ月間延長し、平成23年12月31日まで製造したものについてラベル表示が可能

■ 第3次基準値指定ラベル



平成18年製造からラベル表示開始